

■2020 年度 A 日程早期卒業者特別入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

憲法 29 条 1 項と 2 項には、近代憲法以来の財産権保障の重視を引き継ぎながらも、財産権の公共的規制の必要性も認めるという現代憲法における財産権保障の特色が表れている。

出題は、この 1 項と 2 項との関係を整合的に説明する見解を複数挙げるよう求めるなかで、憲法の財産権保障に関する基礎知識を問うものであった。

学説上は、かつて、1 項の「財産権」の保障は、2 項により「法律で定められた」範囲にとどまるとの理解も示されたが、これでは、財産権保障の範囲が法律の定め次第になってしまう。

ここから、1 項の「侵してはならない」財産権保障とは、私有財産制という制度の「核心部分」の保障であり、それが 2 項に基づく、法律による財産権の内容形成の限界をなすとの見解も唱えられた。しかし、なにが私有財産制度の「核心部分」かが曖昧であるとの批判もある。

さらに、2 項は財産権の内容決定の根拠にとどまり、財産権行使の制限は憲法 12 条・13 条によるとの見解もあるが、財産権の内容決定と行使の制限との区別は容易でない。

通説・判例は、法律によっても「侵すことのできない」財産権の保障として、私有財産制度という制度のほか基本的人権としての財産権の保障が認められるとしている（森林法分割制限事件判決最大判 1987（昭和 62）年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁）。

以 上